

# 加入者のための企業年金の見える化

令和5年11月13日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 本日の論点（資産運用立国への対応）

## 資産運用立国分科会（第2回）（2023年10月27日開催）での「見える化」に関する議論

- 厚生労働省からは、「企業年金の改革の方向性」として以下の施策例を提示（事務局論点も同様。）。

### 【DB】

加入者のための  
運用の見える化の充実



③ 海外の例も参考にしつつ、加入者が他社と比較できるよう、資産運用状況に関する情報開示

### 【DC】

加入者のための  
運用の見える化の充実



② 運営管理機関・DC実施企業が選定した運用の方法のラインナップも含めた加入者の資産形成促進に向けた開示の促進

# 本日の論点（資産運用立国への対応）

## 前回部会（第27回企業年金・個人年金部会）での「見える化」に関する議論

### 【DBの運用の見える化】

- 企業年金の運用の見える化は、加入者・受給権者のために行うべきもの。この点、DBは資産運用実績だけをみると見誤ることになるので、財政状況全体を踏まえて判断すべきであり、丁寧な議論が必要。
- DBの運用の見える化について、誰のためかを考えることが重要。労働条件としての情報開示との重なり合いはあるのではないか。
- 企業・基金から加入者・受給者への情報開示は既になされているので、この延長線上で、例えば母体企業の財務諸表に企業年金の情報を開示する、厚生労働省あるいは企業年金連合会が数字を開示するといった対応をすることは、やぶさかではないのではないか。
- DBの運用の見える化について、加入者のためということであれば、将来の受取額の見える化がなされるべき。そもそも加入しているか知らない人がいたり、将来の受取額を知らない人もいる。米国のように企業年金の情報開示を行うべきとの意見はあるが、退職給付会計の導入により、既に株主に一定の情報が開示されており、追加的な開示が重要な内容を含むのか、懐疑的。

### 【DCの見える化】

- 運営管理機関の運用の方法の一覧は公開されているが、その一覧を活用できるのは一部の大企業だけだろう。比較しにくいPDFファイルで掲載されていたり、金融機関ウェブサイトの奥底にあるなど、課題がみられる。

# 本日の論点（加入時から受給時までの各フェーズにおける見える化の取組）

## 加入者のための企業年金の見える化のあり方

「加入者のための」企業年金の見える化について、

- ・ 資産運用立国に向けた議論も踏まえ、加入者のための見える化の意義
  - ・ 企業年金（DB・企業型DC）の加入・加入期間中・退職時／受給時の各フェーズに応じた情報提供や周知のあり方
  - ・ いわゆる選択制DC・選択制DB加入時の周知のあり方
- 等について議論を行う。

	加入時	加入期間中	退職時／受給時
確定給付企業年金制度 (DB)	・ 労働条件としての案内 (・ いわゆる選択制DB 加入時の周知事項)	・ 将来の給付の見える化 ・ 企業年金の運用状況に関 する加入者への周知	・ 受取方法を含めた手続等 の見える化 ・ ポータビリティ
企業型確定拠出年金制度 (企業型DC)	・ 商品選択等の情報提供 や周知 (・ いわゆる選択制DC 加入時の周知事項)	・ 運用実績等に係る見える 化 ・ 将来の給付の見える化 ・ 継続教育も含めた加入者 教育	・ 手続き等の見える化や ポータビリティ ・ (加入期間中と同様の) 受給中の運用に関する情 報提供

# 本日の論点（確定給付企業年金制度（DB）の見える化）

## 加入時

- 現在、制度加入時に周知義務はないが、加入時に周知を義務づけるべき事項はあるか。
- いわゆる選択型DBについて、制度加入時の周知のあり方をどのように考えるか。

## 加入期間中

### 【加入者への業務概況等の周知】

- 加入者に周知・情報開示すべき事項は何か。
- 加入者へのわかりやすさの観点から取り組むべき事項は何か。
- 各DBの形態や給付設計等に応じ、どのような取組を各DBに求めるべきか。

### 【運用状況等の情報開示】

- 加入者にとってより適切な運用方法や運用受託機関が選択されるために情報開示を行うべき事項は何か。
- 情報開示の対象事項はどうあるべきか。
- 加入者が情報開示による他社と比較を行うことの意義や効果は何か。
- 他社との比較という観点も踏まえ、情報開示の主体はどうあるべきで、手法は何によるべきか。

## 退職時／受給時

- 退職時／受給時において周知すべき事項や実施すべき取組は何か。

# 本日の論点（企業型確定拠出年金制度（企業型DC）の見える化）

## 加入時

- DCにおいて、加入時の制度理解と商品選択は重要な場面であり、情報開示、情報提供と投資教育を行っていくことが必要。
- 加入者が自身にとって適切な商品選択を行うために周知すべき事項・行うべき取組として、現在から更に進めるべきことは何か。
- 運営管理機関が商品のラインナップや商品の運用方法・手数料等についてわかりやすく加入者に示すためにどのようなことを働きかけるべきか。
- 事業主の商品ラインナップの理由の説明を適切に行うためにどのような取組が必要か。
- いわゆる選択型DCについて、制度加入時の周知のあり方をどのように考えるか。

## 加入期間中

- RKによる個人別管理資産額等の加入者等への通知について、通知すべき事項や通知のあり方について更に取り組むべき事項はあるか。
- 加入者が引き続き適切な商品選択を行う観点から周知すべき事項は何か。
- 将来の受給額の推計の加入者への周知の取組を進めるべきか。実施に当たって検討すべき事項は何か（経済前提や運用利回りに関するルールメイキングなど）。

## 退職時／受給時

- 受給開始前の転職時などに、移換手続きを適切に行うために周知すべき事項や実施すべき取組は何か。
- 受給時に裁定手続きや、受給期間中の運用等について周知すべき事項や実施すべき取組は何か。

# 確定給付企業年金制度（DB）の見える化

## DBの見える化（加入時） —加入時の周知・情報提供—

- 企業で実施している確定給付企業年金については、制度加入時に周知義務はない。ただし、加入後は少なくとも年に一度、事業概況の周知が行われる。なお、労働基準法施行規則第5条に該当すれば、雇用時に労働者に対して明示される必要がある。
- また、モデル労働条件通知書において、社会保険の加入状況や雇用保険の適用の有無等が記載されている「その他」欄に、令和6年4月から企業年金の有無も記載されることとなる。

※ モデル労働条件通知書における記載： 企業年金制度（有（制度名 ）， 無）

### 労働基準法(昭和22年法律第49号) -抄-

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

②・③ (略)

### 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号) -抄-

(労働条件の明示)

第五条 使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一～三 (略)

四 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

四の二 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

五～十一 (略)

②～④ (略)



# DBの見える化（加入期間中）

## －DBの業務概況の周知－

- 事業主等は、確定給付企業年金（DB）の業務概況について加入者に周知しなければならない。  
（但し、受託保証型DBを除く）（DB法73条、DB規則87条）
- 多くの事業主等は周知事項を網羅した業務概況のひな形（各受託機関が作成）を活用して周知を行っている。なお、各受託機関が作成している業務概況のひな形では、図表を用いた資料としているものや、加入者等に対する補足説明を加える等の工夫をしている例が見られる。（次頁以降参照。）
- 多くの事業主等は、DB制度の業務概況を各実施事業所内のイントラネットに掲載する方法や、事業所内の掲示板に掲示する方法等により行っている。

### <業務概況に盛り込むべき事項>

- 1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 2 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 3 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 4 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 5 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 6 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 7 基本方針の概要
- 8 調整率の推移その他調整率に関する事項（リスク分担型企業年金に限る）
- 9 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

### <周知方法>

次のいずれかの方法によるもの

- 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- 書面を加入者に交付する方法
- 磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- その他周知が確実に行われる方法（例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など）

※ 周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること（法令解釈通知）

# DBの見える化（加入期間中） （参考）DBの業務概況の周知に係る受託機関のひな形の例①

## ○ 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

- ・ 実施しているDB制度の給付設計が一目でわかる
- ・ モデル給付が記載されており、将来どの程度の給付を得られるか分かる

### 例1

#### 1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

<標準モデル（モデルとなるケースは各給付種類毎に記載のとおり）>

給付の種類	標準的な額		受給権	受給方法
	年金(千円/月)	一時金(千円)		
【モデルケース：例】入社時年齢●●歳、●●歳 定年退職			次のいずれにも該当したとき 1. 加入者期間が20年以上 2. 年齢が60歳に達したとき	・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年
老齢給付金	●●●	●●●		
【モデルケース：例】入社時年齢●●歳、●●歳時 死亡			【年金】 ・加入者期間が20年以上である加入者 ・老齢給付金の受給者および脱退一時金の繰下げの申出をしている者	【年金】 ・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年 からすでに支給を受けた期間を控除した期間
遺族給付金	●●●	●●●	【一時金】 ・加入者期間が1年以上20年未満である加入者	【一時金】 ・一時金
【モデルケース：例】入社時年齢●●歳、●●歳時 自己都合退職			・加入者期間が1年以上20年未満である加入者で、加入者の資格を喪失したとき ・60歳未満かつ加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき	・一時金
脱退一時金		●●●		

### 例3

#### I. 標準的な給付額および給付設計の概要

##### (1) 18歳で入社し、定年65歳まで勤務の場合のモデル給付額

受け取り形態	モデル給付額
年金月額	●●千円
一時金	●●●千円

※加入20年以上の方は、年金での受け取りが可能です。  
※年金の支給期間は10年です。

##### (2) 給付設計の概要

拠出付与額と利息付与額の累計額をもとに支給します。

### 例2

#### 1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

給付の種類	給付の設計				標準的な給付の額	
	主な支給要件	支給事由	加入者期間・年齢	支給期間 (年金受取りの場合)	給付額計算の前提 (加入者期間等)	給付額(円)
老齢給付金	年金	退職	●●年以上かつ ●●歳到達	● 年確定年金		
	一時金			-		
脱退一時金	年金	退職	●●年以上 ●●年未満	-		
	一時金		●●年以上かつ ●●歳未満			
遺族給付金	年金	死亡	老齢給付金(年金)受給中	● 年-支給済期間		
	一時金		●●年以上	-		

(注) 上表は ●●●● 年 ●● 月 ●● 日以降に入社した方を想定した標準的な給付の額です。実際の給付額とは異なる場合があります。

# DBの見える化（加入期間中）

## （参考）DBの業務概況の周知に係る受託機関のひな形の例②

- 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

・ 各項目について周知事項を簡潔に提示している

### 例1

#### 2 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数

加入者数（人）	受給者数（人）	待期者数（人）
	老齢給付金	
	遺族給付金	
	合計	

#### 3 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

給付の種類	件数（件）	給付金額（円）
老齢給付金	年金	
	一時金	
脱退一時金		
遺族給付金	年金	
	一時金	

#### 4 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

		納付決定額①（円）	納付済額（円）	不納欠損額（円）	未納額②（円）	②／①（％）
リスク分担型企業年金以外	標準掛金					
	特別掛金					
	リスク対応掛金					
リスク分担型企業年金掛金						
特別掛金						
事務費掛金						
（再掲）加入者負担分						

掛金の納付時期	
---------	--

### 例2

#### 2. 加入者の数及び事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況

##### (1) 加入者の数

加入者数	●●人
------	-----

##### (2) 事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況および受給権者の数

給付の種類		給付金額	件数
老齢給付金	年金	●●●千円	●件
	一時金	●●●千円	●件
脱退一時金		●●●千円	●件
遺族給付金	年金	●●●千円	●件
	一時金	●●●千円	●件

#### 3. 事業主が資産管理運用機関に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況

##### (1) 掛金額

項目	金額	備 考
標準掛金	●●●●千円	給付に要する費用に充てるため、将来にわたって平準的に拠出すべき掛金
特別掛金	●●●●千円	過去勤務債務にかかる費用に充てるために拠出する掛金
合計	●●●●千円	

##### (2) 納付時期

毎月の掛金を翌月末日までに納付しています。

# DBの見える化（加入期間中） （参考）DBの業務概況の周知に係る受託機関のひな形の例③

○ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立の概況

・ 加入者が見慣れない年金用語（継続基準・非継続基準等）の説明を加えて解説している

## 例1

<年金制度の積立状況>

資産勘定		負債勘定	
純資産額	■■■■ 百万円	責任準備金	■■■■ 百万円
		別途積立金	■■■■ 百万円
最低積立基準額	■■■■ 百万円		

<財政検証結果>

区分	積立水準	基準値
継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.11$	1.00以上
非継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}} = 1.34$	1.00以上

当社の確定給付企業年金の積立状況は、継続基準および非継続基準ともに基準値（1.00）を上回っており、積立状況に問題ありません。

【用語の説明】

**責任準備金**  
・年金制度が継続する前提で、現時点で保有しているべき積立金。  
**最低積立基準額**  
・現時点までの加入期間に基づき発生しているとみなされる給付額（最低保全給付）を現在価値にした額。制度終了時に各加入者等に分配される額の基準となります。  
**財政の検証**  
・将来の年金給付を確かなものとするために、毎年度保有する資産について「継続基準」と「非継続基準」という2つの基準で積立状況のチェックを行います。  
**継続基準**  
・制度が今後も継続していくことを前提として年金給付に必要な積立金（責任準備金）が確保されているかどうかを検証します。  
**非継続基準**  
・年金制度が当年度末時点で終了した場合に年金給付に見合う積立金（最低積立基準額）があるかどうかを検証します。

## 例3

IV. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較、積立での概況

積立金(純資産額)	■■■■ 千円	… (ア)
責任準備金	■■■■ 千円	… (イ)
最低積立基準額	■■■■ 千円	… (ウ)

継続基準 … (ア) ÷ (イ) =  $\boxed{0.90}$  … 「1.00」以上であれば問題ありません。  
→「1.00」未満ですが掛金の見直しは不要です。  
非継続基準 … (ア) ÷ (ウ) =  $\boxed{1.20}$  … 「1.00」以上であれば問題ありません。

<用語説明>

**責任準備金** … 将来の給付を行なうために現時点において保有しておくべき理論値  
**最低積立基準額** … これまでの加入期間に応じて生じたとみなされる給付の現価  
**継続基準** … 年金制度が今後も継続する前提の積立状況を検証する指標  
**非継続基準** … 年金制度を終了した場合に加入者等の受給権が確保されているかを検証する指標

## 例2

5 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立での概況

(1) 年金制度の積立状況 (単位:千円)

①純資産額	■■■■
②責任準備金	■■■■
③最低積立基準額	■■■■

①時価評価した年金資産から決算日時点で支払うことが確定している負債を控除した額  
②決算日時点で年金制度が将来の給付を賄うために保有すべき積立金の金額  
③決算日時点で最低限確保しなければならない金額

(2) 財政検証状況（積立金の額と責任準備金の額および最低積立基準額との比較）

区分	確定給付企業年金の積立水準	判定
継続基準	$\frac{\text{①純資産額}}{\text{②責任準備金}} =$	
非継続基準	$\frac{\text{①純資産額}}{\text{③最低積立基準額}} =$	

継続基準 : 年金制度が今後も継続するという観点に立ち、決算日時点で必要な金額が積立られているか検証します。  
非継続基準 : 財政決算日時点で制度を終了した場合に最低限必要な金額が積立られているか検証します。

# DBの見える化（加入期間中）

## （参考）DBの業務概況の周知に係る受託機関のひな形の例④

- 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

- ・ 年金資産の積立金の運用状況を簡潔に開示している
- ・ 過去の運用実績や運用機関ごとの資産残高を開示している例もある

### 例1

#### 5. 資産の運用状況について

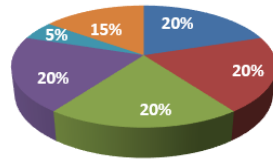
●年度の運用実績(時間加重収益率)は、●%でした。その結果、当年度●百万円の運用利益(損失)となりました。

(1) 過去の運用利回り推移

●年度	●年度	●年度	●年度	●年度
●.●%	●.●%	●.●%	●.●%	●.●%

資産構成割合

- 国内債券
- 国内株式
- 外国債券
- 外国株式
- 一般勘定
- その他資産



期待収益率	2.5%
リスク	3.5%

### 例2

#### 6 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

(1) 運用収益(または運用損失) 【◆◆◆年◆月◆日から◆◆◆年◆月◆日までの期間】

運用収益(または運用損失) (円)	時価ベース利回り (%)
-------------------	--------------

※運用報酬等控除後の金額となります。

(2) 政策的資産構成割合等

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合 (%)								

期待収益率 (%)	リスク (%)	予定利率 (%)	調整率 (%)
-----------	---------	----------	---------

政策的資産構成割合策定日	資産運用委員会の設置	有	無
--------------	------------	---	---

(3) 資産別残高および資産構成割合

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額 (百万円)								
構成割合 (%)								

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額 (百万円)						

(4) 運用機関別資産残高等

(資産合計の単位: 百万円)

信託銀行	資産合計	生命保険	資産合計	金融商品取引業者	資産合計

農業協同組合連合会	資産合計
-----------	------

共同運用事業	資産合計
--------	------

総幹事会社名	
--------	--

運用コンサルタント会社名	
--------------	--

(時価金額の単位: 百万円)

区分	時価金額	構成割合 (%)
バランス型運用計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
国内債券パッシブ計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
国内債券その他計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
国内株式パッシブ計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
国内株式その他計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		

区分	時価金額	構成割合 (%)
外国債券パッシブ計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
外国債券その他計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
外国株式パッシブ計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
外国株式その他計		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
一般勘定計		
内訳		
●●生命保険		
農業協同組合連合会		
その他		
内訳		
●●信託銀行		
●●生命保険		
●●投資顧問		
資産合計		

# DBの見える化（加入期間中） （参考）DBの業務概況の周知に係る受託機関のひな形の例⑤

- 基本方針の概要
- その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

- ・ 運用の基本方針についてポイントとなる項目を簡潔に掲載している
- ・ 確定給付企業年金の事業に係る重要事項として給付設計の変更等を掲載している

## 例1

### VI. 運用の基本方針の概要

当社の年金資産運用の目的は、加入者および受給者に対する年金給付、脱退一時金その他の一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にこなすため、許容できるリスクのもとで長期的に見て可能な限りの総合収益をあげることです。（詳細は「運用の基本方針」をご参照ください）

### VII. 運用受託機関のステュワードシップ活動について

当社は運用受託機関からステュワードシップ活動について報告を受けております。運用受託機関のステュワードシップ活動の概況については、以下のURLから参照ください。

<http://www.>

### VIII. その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

特記すべき事項はありません。

この報告および「運用の基本方針」に関して、ご意見・ご不明な点がございましたら人事総務部（担当 XXXXXXXXXX）までお申し出・お問い合わせください。

## 例2

### 7. 年金資産の運用に関する基本方針の概要

項目	概要
運用目的	年金給付金及び一時金等の支払を将来にわたり確実に行うため、また、リスク管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。
運用目標	各資産の市場収益率を政策的資産構成割合（以下「政策アセット・ミックス」という）に応じて組み合わせた収益率を長期的に上回ることを運用目標とする。
資産構成	基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率間の相関係数を考慮した上で、最適な組合せである政策アセット・ミックス及びその乖離許容幅を定めている。また、これに基づき資産構成割合を維持するよう努める。この政策アセット・ミックスは、当社の年金制度の成熟度及び財政状況等を勘案し、中長期的観点から策定する。また、必要に応じて政策アセット・ミックスの見直しを行うものとする。

# DBの見える化（加入期間中）

## ーDBにおける資産運用ガイドラインの見直しー

- 加入者への業務概況の周知は、加入者に対する説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金の運営が行われるよう、事業主等に対して義務付けているもの。
- 直近では、平成30年4月に下記のガイドラインを改訂し、加入者のDB制度への関心・理解を深める観点から、図表を用いる等わかりやすく開示するための工夫を講じている。

### 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」（平成14年3月29日年発第0329009号）

#### 6 その他

##### (3) 加入者等への業務概況の周知

###### (加入者への周知)

- 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次のaからcまでの事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。(法第73条及び規則第87条参照)
  - a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
  - b 運用の基本方針の概要等
  - c 資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等
    - ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法
    - イ 書面を加入者に交付する方法
    - ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
    - エ その他周知が確実に行われる方法(例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など)
- 事業主等は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。
- なお、事業主等は、管理運用業務に係る事項について労働組合等の同意を得るまでの議論又は理事会及び代議員会における議事の状況その他の情報についても希望があれば提供する旨を、加入者に対し、あらかじめ知らせておくことが望ましい。
- また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。
- また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。
- その他、確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中での当該確定給付企業年金の位置づけを解説すること等も考えられる。基金においても、基金型事業主と十分に連携し情報提供を受けた上で、同様の解説をするか、あるいは、基金型事業主に同様の解説を促すことが望ましい。

# DBの見える化（加入期間中） （参考）DBの業務概況の周知に係るイメージ図

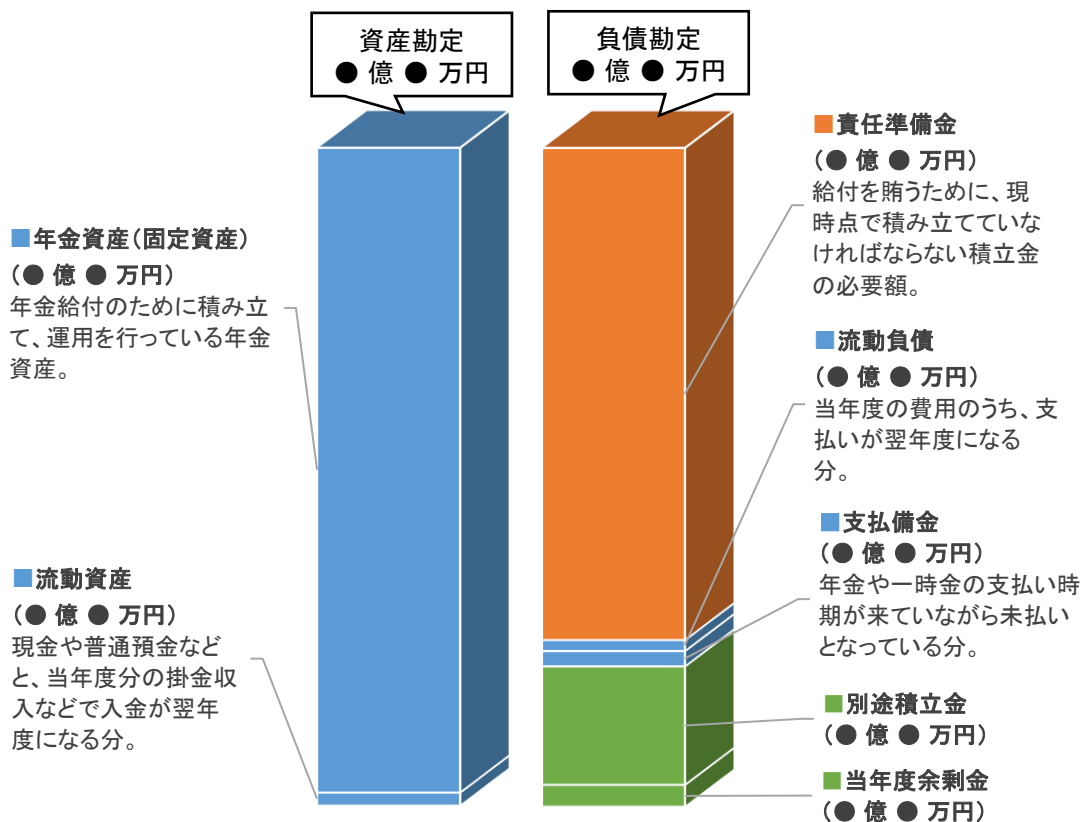
○ 図表を用いる等加入者へ分かりやすく開示するための工夫をしている例も見られる。

## 例1

### 資産と負債のバランス（貸借対照表）

年度末において、実際に保有する年金資産と、将来の年金給付のために積み立てておくべき資産（責任準備金）を比較し、基金財政が健全に推移しているかをチェックする。

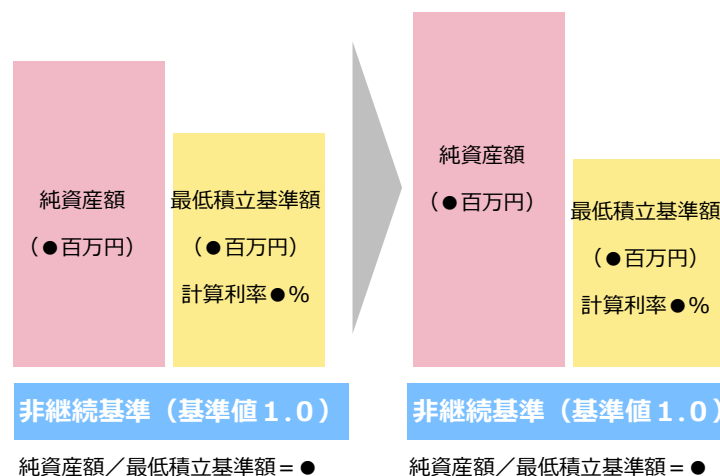
■ 純資産：（固定資産＋流動資産）－（流動負債＋支払備金）    ■ 負債    ■ 基本金



## 例2

### 前年度末財政決算

### 本年度末末財政決算



#### 【本年度財政決算のポイント】

- 最低積立基準額は、年金・一時金給付が行われたことにより減少するとともに、国が定める計算利率が増加（債務は減少）したことにより、結果として昨年度より減少しました。
- 結果、非継続基準として求められている基準値をクリアしており、掛金を見直す必要はありません。



# DBの見える化（加入期間中） （参考）DBの将来の給付の見える化

- 所定の周知事項だけでなく、DBにおける将来の給付額について、退職金やその他の企業年金も含めて見える化し、個人別に将来の給付額を通知している事例もある。

第9回企業年金・個人年金部会  
令和元年11月8日 参考資料1から抜粋

- 確定給付企業年金(DB)については、従来型の給付設計では資産残高を示すことが困難なものもあるが、個人ごとの仮想の積立金を積み立てていくような給付設計の場合などでは個々人の資産残高を計算することは可能である。
- DB、企業型確定拠出年金(企業型DC)、退職金などをあわせて個人別に通知している例もある。

## 例1

所属コード 従業員番号 氏名	ALLTRN 5000060E02 ハンゾウシユウキョウイン イチチ 様	私込(給与引去り)保険料合計 月払 53,350円 年払 10,000円 年払 10,000円
----------------------	--	--

老後の備え		制度名	加入有無	仮想個人 勘定残高	基準年月日
		確定給付年金	ご加入	400,000円	2012/01/10
		確定拠出年金	ご加入	5,000円	2012/01/10
		退職一時金制度		ポイント累計額 1,500,000円	2012/01/10

1. データのメンテナンスは、商品毎に異なりますので、各商品の「基準年月日」にご留意ください。  
2. 各詳細画面にご留意いただきたい点を記載しておりますのでご参照ください。  
3. 確定拠出年金については、個人情報提供に同意されていない場合、個人別管理資産額が「\*\*\*」表示しております。

企業のイントラネットでの表示例。  
基準年月日におけるDBの仮想個人勘定残高、DCの個人別管理資産額、退職一時金制度のポイント累計額を表示。

## 例2

給与支払明細票			
給与 (円)		退職金 (毎年4月累積、1ポイント(P)=1万円)	
給与総額	*****	退職金ポイント	定年 ( )内は自己都合
基本給	*****	退職一時金(P)	****(****)
〇〇手当	*****	CB年金(P)	****(****)
社会保険料・税 (円)		DC年金 当月末時点	
控除額計		DC会社拠出 *****	
社会 保険料	厚生年金保険料	*****	DC従業員拠出 *****
	健康保険料	*****	
	介護保険料	*****	
税	所得税	*****	
	住民税	*****	
現金支給額(円)		*****	

給与支払明細書の例。  
給与や社会保険料・税のほかに、退職金やキャッシュバランスプランのポイント残高、DCの個人別管理資産の額等を表示。

# DBの見える化（加入期間中）

## －DBに係る事業及び決算に関する報告書－

- 厚生労働省がDBの実施状況等を把握するために、事業主等は、事業年度ごとに、DBに係る事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働省に提出する必要がある（一般に公開することは想定されていない）。

事業報告書 記載項目
1. 適用状況（実施事業所数及び加入者数）
2. 給付状況（件数及び金額）
3. 掛金拠出状況
4. 年金通算状況（他制度からの資産の受換件数、他制度への資産の移換件数）
5. 資産運用状況（受託保証型DBを除く） （1）政策的資産構成割合等、期待収益率、リスク、予定利率、調整率、資産運用委員会の設置の有無 （2）資産別残高及び資産構成割合 （3）運用機関別資産残高等（総幹事会社名、運用コンサルタント会社名含む） ※ 基金については、上記に加え、自家運用に関する特記事項の記載を求めている

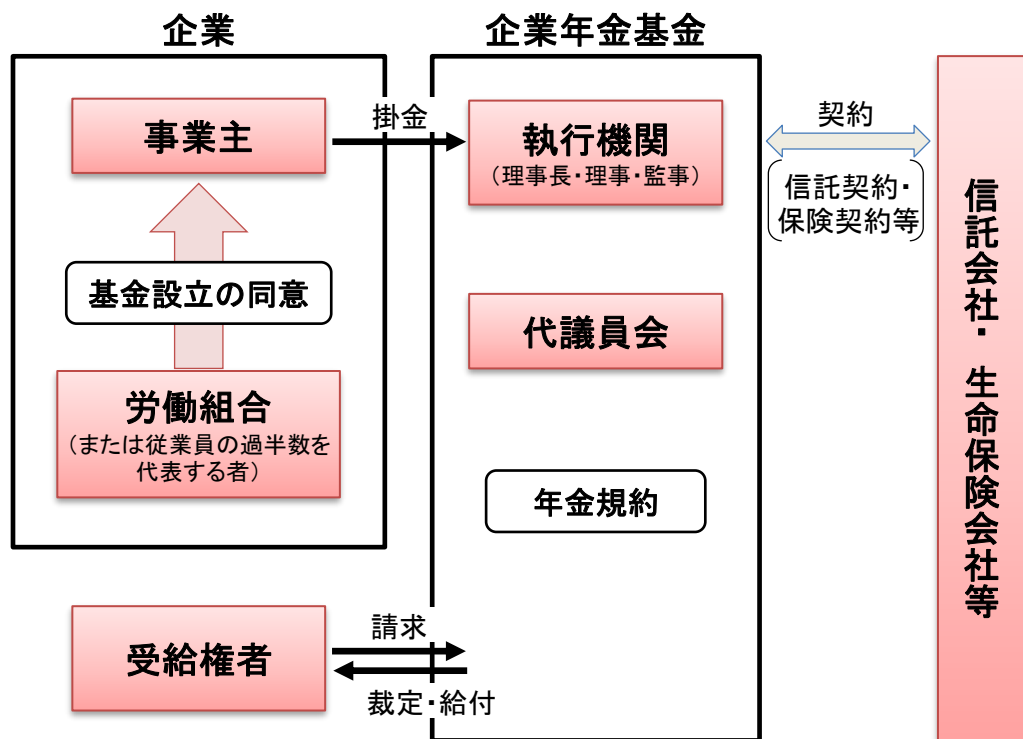
決算に関する報告書
1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類

# DBの見える化（加入期間中）

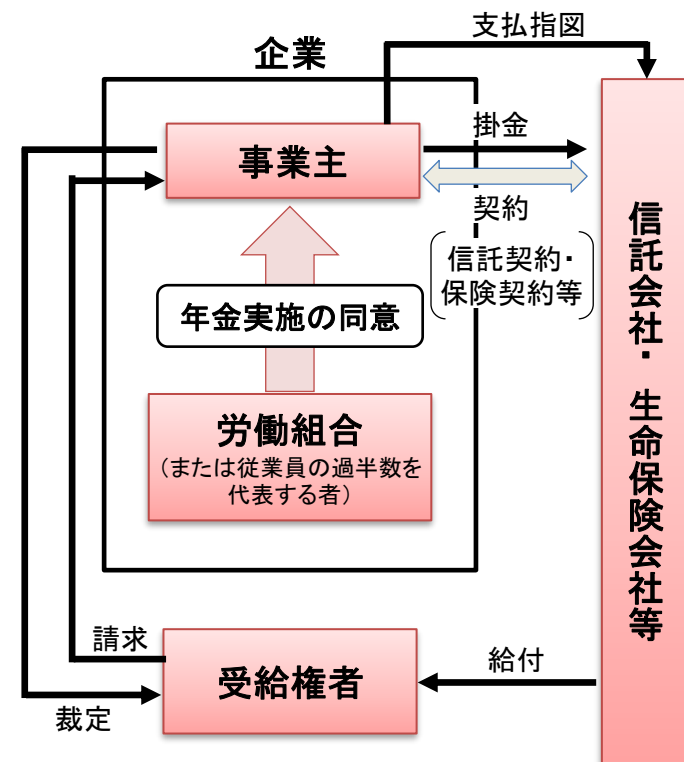
## （参考）DBにおける運用委託の全体像

- DBには「基金型」と「規約型」の2種類の運営方式がある。「基金型」は、事業主が労働組合の同意を得て母体企業とは別の法人格を有する企業年金基金を設立した上で、当該企業年金基金が実施主体となり、年金資産の運用、給付を行うものである。一方で、「規約型」は、厚生年金適用事業所の事業主が実施主体となり、労使が合意した規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、年金資産の運用、給付を行うものである。

### 1. 基金型



### 2. 規約型

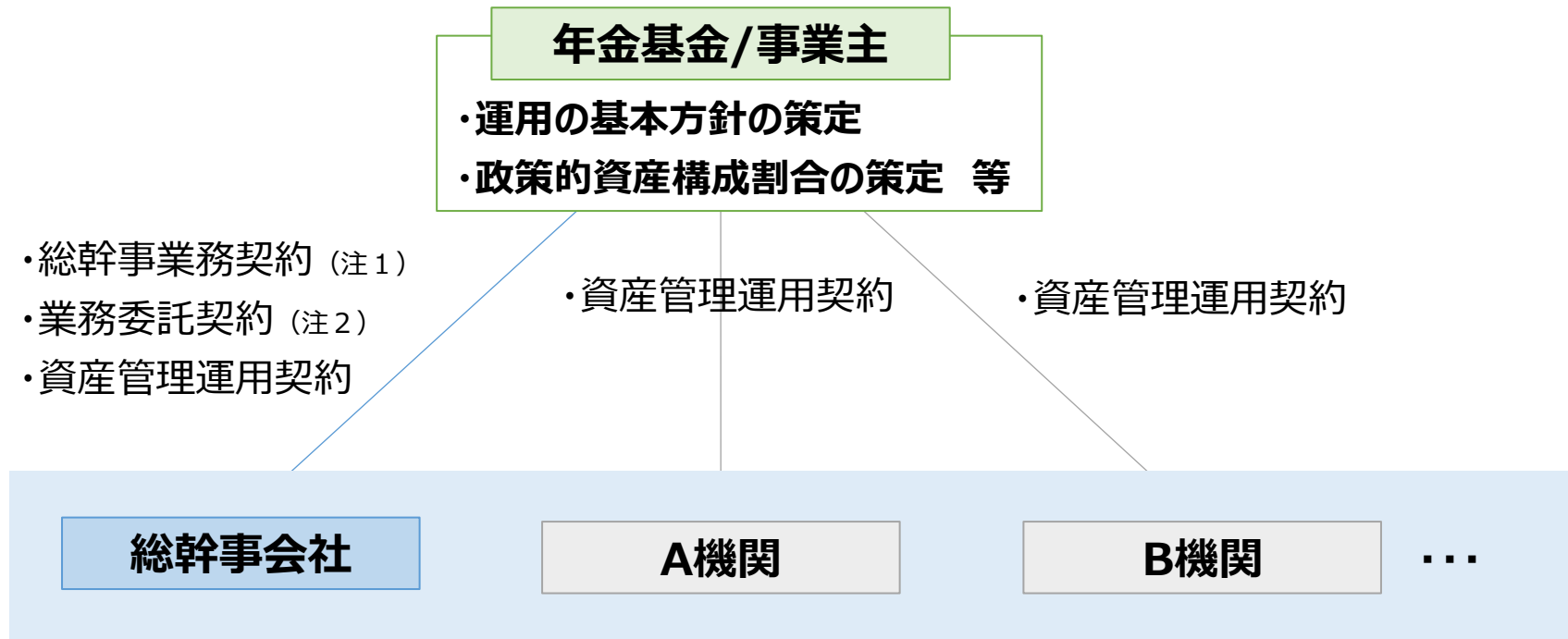


DB

## 確定給付企業年金（DB）に係る総幹事会社の役割

- 総幹事会社とは、年金基金等の方針にしたがい、複数の金融機関を取りまとめ、各金融機関のシェアに応じた拠出金の受入れと配分、給付の支払いとその取りまとめ等を行う会社として、年金基金等が任命した受託機関を指す。

### <年金基金/事業主と総幹事会社との関係図イメージ>



(注1) 年金基金等の方針にしたがい、拠出金の受入れと配分、給付金の支払いとその取りまとめを行う契約。

(注2) 年金制度の管理業務（数理計算、加入者・受給者の管理業務等）に関する委託契約。

必ずしも総幹事会社と締結しているものではない。

# DBの見える化（加入期間中） —事業報告書の記載内容例—

- 事業主等が事業年度ごとに厚生労働省に対して報告する際は、所定の様式である「規約型企業年金事業報告書」や「企業年金基金事業報告書」において報告を行う。
- 事業報告書の資産運用状況の項目では、総幹事会社等について記載する必要がある。  
※様式の記載上の注意として、“「総幹事会社名」欄には、制度全体の取りまとめを行う運用受託機関を記入すること。”として定義している。

## 規約型企業年金／企業年金基金 事業報告書の様式（抜粋）

②運用機関別資産残高等

(単位：百万円)

		資産合計			資産合計			資産合計	
信託銀行			生命保険			金融商品取引業者			
内訳	○信託銀行		内訳	○生命保険		内訳	○投資顧問		
農業協同組合連合会			自家運用			共同運用事業			

※内訳欄は、適宜増やすこと。

総幹事会社名	
運用コンサルタント会社名	

(単位：百万円、%)

区分		時価金額	構成割合(%)
バランス型運用計			
内訳	○信託銀行		
	○生命保険		
	○投資顧問		

例えば、総幹事会社を記載する欄などもあり、  
幅広い内容の報告が求められる。

企業年金の情報開示

# 企業年金の運用に係る情報開示の日米比較

- 米国では、ERISA法に基づき、企業年金の運用状況等を含む年次報告書が、労働省のウェブサイト上で公開されている。
- 日本では、法令に基づき、企業年金の運用に係る情報等は、事業主・基金から厚生労働省に提出されるとともに、事業主・基金から、加入者に通知または周知されている。ただし、情報公開は義務付けられていない。

米国	日本
情報共有のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に基づき、企業年金制度（DB、DC）の年次報告書（Form5500）の提出が義務づけられ、労働省のウェブサイトで一般に公開されている。 （加入者が100人未満の場合は、極めて簡素な内容で可。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に基づき、企業年金制度（DB、DC）それぞれについて、運用に係る情報の、加入者への通知または周知が義務づけられている（但し、情報公開は義務づけられていない）。 （一部の簡易な類型については不要。）</li> </ul>
運用に係る通知/開示内容	
DB	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度の運用利回り</li> <li>・ 資産の構成割合 ※ 加入者が1,000人以上の場合のみ （株式、投資適格債、ハイイールド債、不動産、その他）</li> <li>・ 実効金利 ・ 積立水準</li> <li>・ サービス提供機関 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立金の運用収益または運用損失</li> <li>・ 資産の構成割合</li> <li>・ 積立水準</li> <li>・ 運用の基本方針（運用の目的・運用目標、運用の受託機関の評価に関する事項等）の概要 等</li> </ul>
DC	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用の方法（手数料水準等）</li> <li>・ サービス提供機関 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用の方法（利益又は損失の実績、手数料水準等）</li> <li>・ 運営管理機関（事務費等） 等</li> </ul>

## DBの見える化（退職時）

### －退職等により資格を喪失した加入者への情報提供－

- 退職等により加入者資格を喪失した際は、事業主等は脱退一時金相当額の移換の申し出期限等について、説明する必要がある。（施行令第54条の7、施行規則第96条の4）
- 説明事項の詳細については「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」（平成17年7月5日年企発0705001号企業年金国民年金基金課長通知）において示されている。具体的には、以下の内容等を挙げている。
  - ①移換申出期限
  - ②脱退一時金相当額及びその算定基礎期間、
  - ③中途脱退者の脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給の選択肢
  - ④企業年金連合会及び国民年金連合会の制度の概要、手数料及び連絡先
  - ⑤規約に応じた対応
  - ⑥退職時に脱退一時金の受給を選択した場合は、退職所得として退職所得控除が適用されること

#### 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号） -抄-

##### **（脱退一時金相当額の移換の申出）**

**第五十条の二** 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する中途脱退者（以下「中途脱退者」という。）が移換元確定給付企業年金（同項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

##### **（中途脱退者等への事業主等の説明義務）**

**第五十四条の七** 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

#### 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号） -抄-

##### **（中途脱退者等への事業主等の説明義務）**

**第九十六条の四** 令第五十四条の七の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

# DBの見える化（退職時・受給時）

## －退職時の手続きの周知等－

- 退職時の従業員の手続は各DBによって異なるが、チェックボックス付きの書類等を活用し、従業員へ案内する事例もある。また、所定の期間までに選定しない場合は、自動的に脱退一時金や通算企業年金への移換など所定の方法の手続となるよう設定している例もある。

### チェックボックス式で受取方法を選択する書式の例

次の1.～8.のいずれか1つを選択	
1. 脱退一時金を受け取る	
2. 将来、老齢給付金（年金・一時金）を受け取る	
3. 企業年金連合会へ移換する	
4. 転職先の厚生年金基金へ移換する	
5. 転職先の確定給付企業年金へ移換する	
6. 転職先の確定拠出年金へ移換する	
7. 個人型確定拠出年金【iDeCo】(国民年金基金連合会)へ移換する	
8. 選択を保留する。 なお、1年経過するまでの間に選択しない場合は、 ●●する	



# 確定拠出年金制度（D C）の見える化



# DCの見える化（加入時）

## －加入時における事業主の責務－

- 企業型年金加入者等が行う運用の指図に資するため、事業主は企業型年金加入者等に対して、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。（法第22条）。
- 具体的な内容等は以下のとおり（法令解釈通知（※）第3、確定拠出年金Q&A）。

### 法令解釈通知 第3

#### 1. 基本的な考え方

- (1) (前略) 確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。また、確定拠出年金制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有していることも重要となる。したがって、法第22条の規定等に基づき、投資教育を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会、それらから委託を受けて当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関及び企業年金連合会等（この第3の事項において「事業主等」という。）は、極めて重い責務を負っている。このため、事業主等においては、制度への加入時はもちろん、加入後においても、継続的に、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならないものであること。
- (2) 投資教育を行う事業主等は、(1)の趣旨に鑑み、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること。
- (3) 略

#### 2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について

- (1) 加入時には、実際に運用の指図を経験していないことから、確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること、具体的な資産の配分が自らできること及び運用による収益状況の把握ができることを主たる目的として、そのために必要な基礎的な事項を中心に教育を行うことが効果的である。事業主等は過大な内容や時間を設定し、形式的な伝達に陥ることのないよう、加入者等の知識水準や学習意欲等を勘案し、内容、時間、提供方法等について十分配慮し、効果的な実施に努めること。

#### 3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

(以下略)

# DCの見える化（加入時）

## —加入時の運用方法等に係る加入者への情報提供—

- 運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、以下のとおり、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法に関する情報を加入者等に提供するものとされている（法第24条、施行規則第20条）。
- また、運用関連運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとしている（法第23条、施行規則第19条の3）。

### 1. 運用の方法の内容（次に掲げるものを含む。）に関する情報

イ 利益の見込み及び損失の可能性に関する事項

ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項

ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

### 2. 過去十年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績

### 3. 個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法における持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用に相当する額を控除した額）の計算方法

### 4. 運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

### 5. 次のイからニまでに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる情報

イ 預貯金の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報

ロ 金融債の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報

ハ 金銭信託の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報

ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報

### 6. 金融サービスの提供に関する法律 第四条第一項に規定する重要事項に関する情報

### 7. 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

# DCの見える化（加入時） — 運用の方法の公表例 —

○ 運営管理機関ごとに、運用の方法の一覧の公表のあり方は異なっている。

## <公表例①>

名称	分類・地域	基準価額 (前日比)	ファンド レーティング	トータルリターン			信託報酬	比較
				○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽		
△▽	△▽	△▽	△▽	○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽	△▽	△▽
Aファンド	国際/国内 株式/債券 グローバル/エマ ージング	○○○ (±○)	★★	○%	○%	○%	○%	<input type="checkbox"/>
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...

チェックしたファンドに  
限定して、比較できる

## <公表例②>

分類	名称	略称名	商品提供機関	商品情報	実績
投資信託	Aファンド	A DC	A金融機関	<a href="#">目論見書</a>	<a href="#">月次レポート</a>
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

別の画面・資料に遷移すると  
内容を確認できる

(出典) 運営管理機関による公表サイトを基に厚生労働省作成。

(注) 特定の運営管理機関を想定して記載したのではなく、各運営管理機関の公表事例を一般化してまとめたものであることに留意。

# DCの見える化（加入期間中・受給時）

## －企業型DCの見える化－

- DC法で、厚生労働省に対する各年度の報告書提出を義務付けている（ただし对外公表は義務付けていない）。  
また、加入者に対して運用の指図に必要な情報の提供を義務付けている。

### ○日本のDC制度において実施事業所が厚労省に提出している情報

事業主は、毎事業年度、以下の事項を記載した業務報告書を作成し、記録関連運営管理機関(RK)を通じて、厚生労働省に提出することとされている(法第50条、施行規則第27条)。

- ・企業型年金規約に係る承認番号
- ・厚生年金適用事業所の名称
- ・事業年度
- ・企業型年金加入者等の状況
- ・事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
- ・返還資産額の状況
- ・個人別管理資産の状況
- ・指定運用方法の状況
- ・企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

### ○日本のDC制度における加入者・受給者への情報提供

- ・ 事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。(法第4条)
- ・ 事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない(法第22条)。
- ・ 運用関連運営管理機関等は、提示する運用の方法について、運用の指図を行うために必要な情報を加入者等に提供しなければならない(法第24条)。  
また、運用関連運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表するものとされている(施行規則第19条の3)。
- ・ 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない(法第27条)。

※個人別の運用状況の開示及び運営機関の提示する全ての運用商品の情報開示は行われているが、個別の企業型DCごとの採用運用商品は分からない。

# DCの見える化（加入期間中）

## —加入後の定期的な加入者への通知—

- 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない（法第27条、施行規則第21条）。

1. 一定の期日（以下「今期日」）における個人別管理資産額
2. 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
3. 前回の通知の期日（以下「前期日」）における個人別管理資産額
4. 前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
5. 前期日から今期日までに拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
6. 過去に拠出された事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額
7. 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
8. 前期日から今期日までの間に企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
9. 前期日から今期日までの間に確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項
10. 企業型年金加入者・企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日、他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項並びに今期日における通算加入者等期間
11. 運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに運用の指図を行うことが可能である旨
12. 指定運用方法が提示されている場合にあっては、猶予期間を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨、及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨
13. 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る持分に相当する額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

# DCの見える化（加入期間中） —加入後の定期的な加入者への通知—

- 多くの項目を通知する必要があるため、文字の分量も多く、紙面も複数枚にわたる。
- 運営管理機関の加入者向けサイトにおいても、多くの情報が提供されている。また、当該サイトにアクセスするにあたって、複数のサイトを經由しなければならない場合もある。

作成日 2017.10.13  
ページ 1/8

飛出 太郎 様

**確定拠出年金お取引状況のお知らせ**

XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXXXXXX  
-XXXXXXXXXXXX-XXXXXXXXXXXX

企業名 ○○○株式会社  
事業所名 本社  
所属名 △△部  
従業員番号 9999999999  
mm4dDKIP0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXX

お問い合わせ先 XXXX-XX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2017年 4月 1日から2017年 9月30日までのお取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等ございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
今回基準日 2017年 9月30日 前回基準日 2017年 3月31日

**1. 今回基準日時点の年金資産状況**

**① 評価損益**

年金資産評価額	運用金額	評価損益
89,422円	41,706円	47,716円

**運用金額の内訳**

掛金額(定時拠出)	+	制度移行金額	+	受換金額	-	給付金額・移換金額	-	手数料
80,000円		100,000円		450,000円		587,862円		432円

**② 年金資産評価額の内訳** (上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品番号	商品名	割合	評価額
006	DC定期 5年	65%	58,000円
001	DC投資信託	9%	8,222円
003	DC定期 3年	8%	7,600円
004	DC G1C	8%	7,600円
002	DC定期 1年	3%	3,000円
	その他商品合計	6%	5,000円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については開示した商品の金額を次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。

**③ 評価損益**

年金資産評価額：基準日時点で運用商品の売却を行った場合の金額（時価評価額）、待機資金及び運用の損益が行われていない資産（未投資資産）の合計額です。  
商品によっては売却時に掛かる解約手数料等を差し引いた額を使用しているため、時価評価額が実を下回る場合がありますのでご注意ください。商品個別の時価評価額については次ページ以降をご確認ください。  
待機資金：基準日時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。  
※ 掛 換 金：基準日時点で運用の損益が行われていないため、現金等として管理されている資金です。  
未投資資産は年金資産評価額に含まれます。  
評 価 損 益：現在の確定拠出年金制度に拠出された金額です。給付を受けられている方は給付金額を減算しています。  
● 運用金額の内訳  
掛金額(定時拠出)：現在の確定拠出年金制度に拠出して拠出された金額の累計です。  
制度移行金額：企業年金制度又は退職手当制度(退職金制度)等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の累計です。  
受 換 金 額：転職等により、他の確定拠出年金制度又は他の企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産です。  
給 付 金 額：給付金額は一時金および年金としてお支払いただいた金額(税込)の累計です。  
移 換 金 額：転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度や他の企業年金制度等に移された年金資産です。  
戻金の定めにより事業主へ返還した掛金を含みます。  
手 数 料：毎月の掛金額等からあなた様が負担された事務費等の金額の累計です。

**④ 年金資産評価額の内訳**

今回基準日時点の商品毎の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。  
なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

**残高・時価評価額照会**

○○ △△ 様 □座番号 123XXXX890 20XX/04/03

**評価損益**

年金資産評価額	-	運用金額	=	評価損益
1,438,158円		1,337,000円		101,158円

**運用金額の内訳**

掛金額(定時拠出)	+	制度移行金額	+	受換金額	-	給付金額・移換金額	-	手数料
240,000円		1,200,000円		100,000円		200,000円		3,000円

**年金資産評価額の内訳**

時価評価額合計	+	待機資金	-	未納手数料
1,423,408円		15,000円		250円

※時価評価額合計は直近の残高および時価にて算出してあります。  
※待機資金は現時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。  
※確定年金・終身年金は年金資産評価額に含めておりません。

**時価評価額合計・待機資金の内訳**

※時価評価額の上位5商品までを個別表示し、それ以外の商品および待機資金については「他」として合算表示しております。  
※確定年金・終身年金は時価評価額に含めておりませんので、グラフ上には表示しておりません。  
※「構成割合」は小数点未満を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合があります。

# DCの見える化（加入期間中） — 加入者専用の個人ページにおけるiDeCo拠出可能見込額の表示 —

- 企業型RK（全4社）の加入者専用サイトで、2022年10月施行法令に基づくiDeCoの拠出可能見込額が確認可能。2024年12月以降は、2024年12月1日施行法令に基づくiDeCoの拠出可能見込額が確認可能となる。

日本レコード・キープिंग・ネットワーク株式会社（NRK）

日本インバスター・ソリューション・ア  
ンド・テクノロジー株式会社（JIS&T）

損保ジャパンDC証券株式会社

SBIベネフィット・システムズ株式会社

## iDeCo（個人型DC）加入時の掛金額について

企業型に関する情報	法定拠出限度額(月額)	55,000円
	事業主掛金額	40,000円
	企業型加入者掛金額	0円
	他制度加入有無	なし
	企業型年単位化有無	なし

- ※ 「企業型に関する情報」は次回拠出についての情報を表示しています。
- ※ 「年単位化」とは企業型年金規約において以下のいずれかが定められていることを指します。
  - ・ 事業主掛金を毎月ではないサイクルで拠出すること
  - ・ 1回の拠出で該当月1ヶ月分の法定限度額を超えて拠出すること

個人型拠出可能見込額	15,000円
------------	---------

- ※ 上記は企業型の加入状況等から算出した見込額となります。個人型年金規約に定める最低掛金額、掛金額の単位等により、実際の個人型拠出可能額は上記と異なる場合があります。また、個人型の最低掛金額未済の場合、加入ができないことがあります。

個人型に加入するにあたっては、企業型で基礎年金番号、性別、生年月日が正しいの登録内容をご確認いただき、内容が異なっている場合は事業主に申し出てください。基礎年金番号がわからない場合は事業主にお尋ねください。

## iDeCo拠出可能見込額照会

あなた様はiDeCo（個人型確定拠出年金）への同時加入が可能と見込まれるため、本画面が参照可能となっております。本照会画面ではiDeCoへ加入される場合に、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額を参考値として表示しております。iDeCoへのご加入を検討される場合等にご活用ください。

### iDeCo拠出可能見込額

あなた様がiDeCoへご加入される場合、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額は以下の通りです。

**iDeCo拠出可能見込額 10,000円**

- ・ iDeCoの最低掛金額は5,000円で、1,000円単位の拠出となります。
- ・ iDeCo拠出可能見込額が5,000円未満である場合、iDeCoへ加入することはできません。

### iDeCo拠出可能見込額の算出

iDeCo拠出可能見込額は次の通り算出しております。

- ① 拠出上限額 20,000円
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額(a) - 企業型確定拠出年金の事業主掛金額(b)

企業型確定拠出年金の拠出限度額(a) 55,000円

- 企業型確定拠出年金の事業主掛金額(b) 45,000円

iDeCo拠出可能見込額には、①「拠出上限額」と②「(a)-(b)」のうち、小さい金額を表示しております。なお、②「(a)-(b)」は、1,000円未満を切り捨てて算出しております。

## 加入者情報の確認・変更

基本情報	勤務先情報
<p><b>年金規約(本文)</b> ■ あなたが加入している制度の規約</p>	
資格区分	企業型年金加入者
申込年月日	2015/06/01
資格取得年月日	2015/06/01
年単位拠出実施状況	実施なし
拠出開始年月	2015/07
掛金(月額)	事業主掛金 10,000円
	加入者掛金 --- 円
他年金制度加入状況	加入なし

**個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入に関する情報**  
掛金の拠出限度額は、他年金制度の加入状況により異なります。  
【他年金制度なし】5.5万円 - 事業主掛金額 ※上限2.0万円  
【他年金制度あり】2.75万円 - 事業主掛金額 ※上限1.2万円

iDeCo拠出可能見込額(月額) 20,000円

・ 次該当する場合は個人型確定拠出年金で掛金を掛けることはできません  
iDeCo拠出可能見込額が0円と表示されている場合  
加入している企業型確定拠出年金にてマッチング拠出を導入しており、加入している企業型確定拠出年金にて年単位の掛金拠出が導入されて個人型確定拠出年金で老齢給付金を受け取った、または受け取り中もしくは公的年金の老齢年金を受け取っている場合  
65歳以上の場合

・ 個人型確定拠出年金に同時加入する場合は、企業型確定拠出年金口座出書に記載する基礎年金番号等が一致している必要があります。  
加入者情報の確認・変更(基本情報)ページで誤りがないか確認してください。

## 加入者情報の確認・変更

基本情報	勤務先情報
<p><b>あなたが加入している年金規約</b></p>	
資格区分	企業型年金加入者
申込年月日	2012/04/01
資格取得年月日	2012/04/01
拠出開始年月	2012/05
掛金	事業主掛金 20,000円
	加入者掛金 --- 円

**個人型(iDeCo) 拠出可能見込額**  
iDeCo(イデコ:個人型確定拠出年金)に拠出可能な掛金の見込額をお知らせします

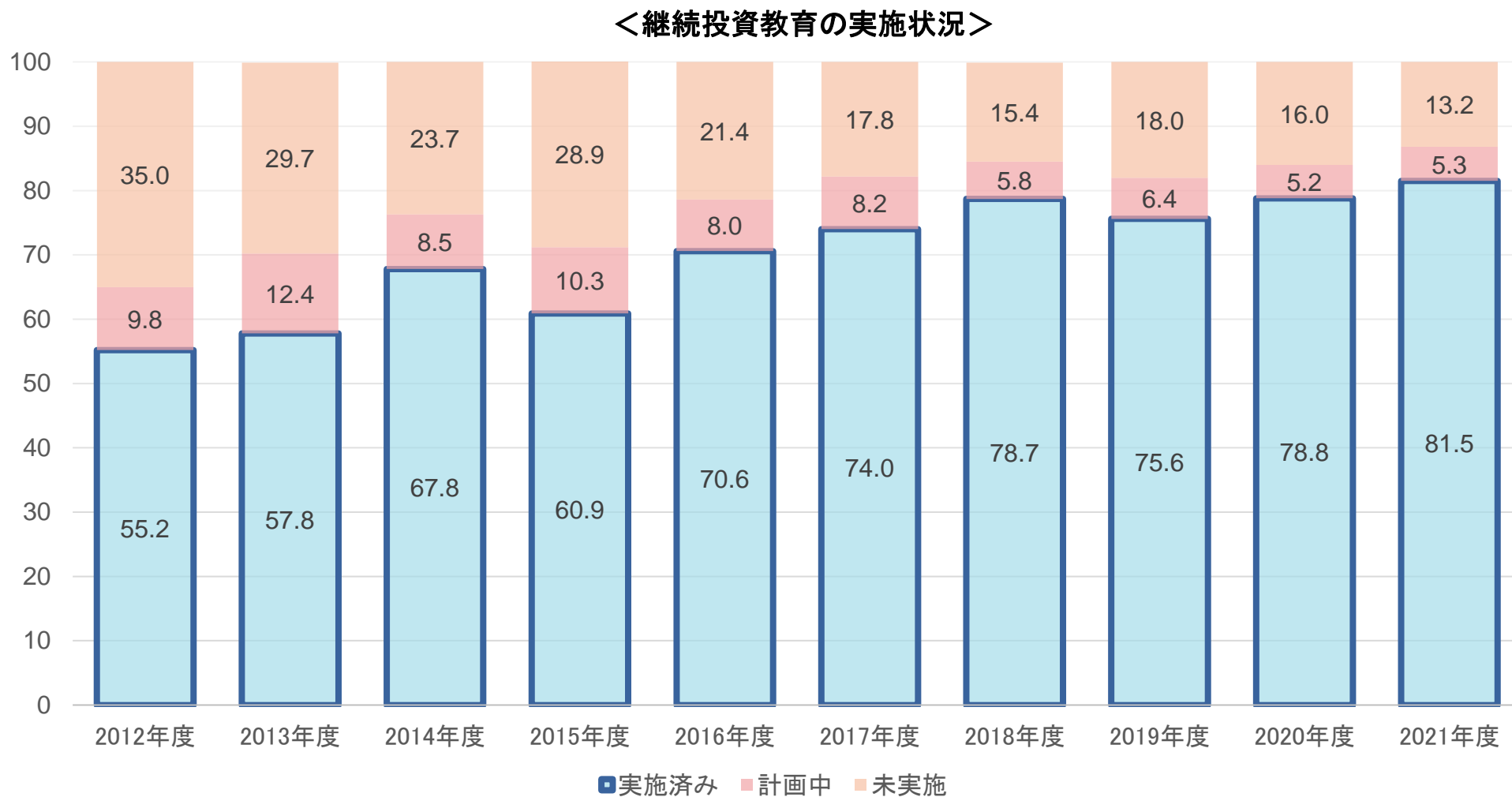
掛金の拠出月	2022年10月	企業型の拠出
① 掛金の拠出限度額	55,000円	企業型の拠出
② 企業型の拠出額(事業主掛金)	20,000円	拠出予定の掛金
③ 企業型の拠出額(加入者掛金)	0円	拠出予定の掛金
④ ①-②-③の金額	35,000円	
⑤ iDeCoの拠出限度額	20,000円	iDeCoの拠出
⑥ iDeCo拠出可能見込額	20,000円	④と⑤の小さい加入者掛金

(※1)他の制度に加入している場合は27,500円、加入していない場合は55,000円になります。



# DCの見える化（加入期間中） — 加入後の加入者への情報提供（継続投資教育） —

○ 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。



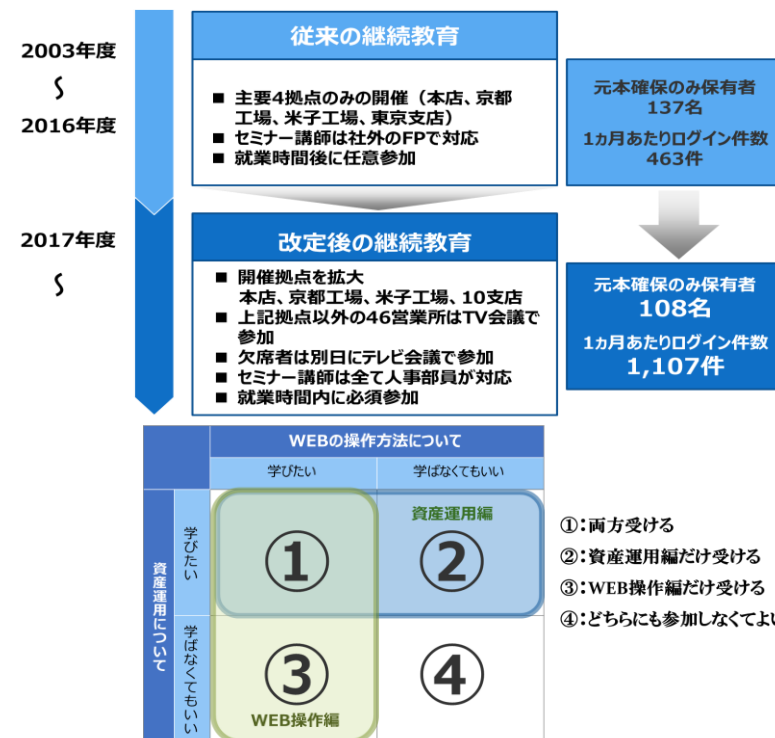
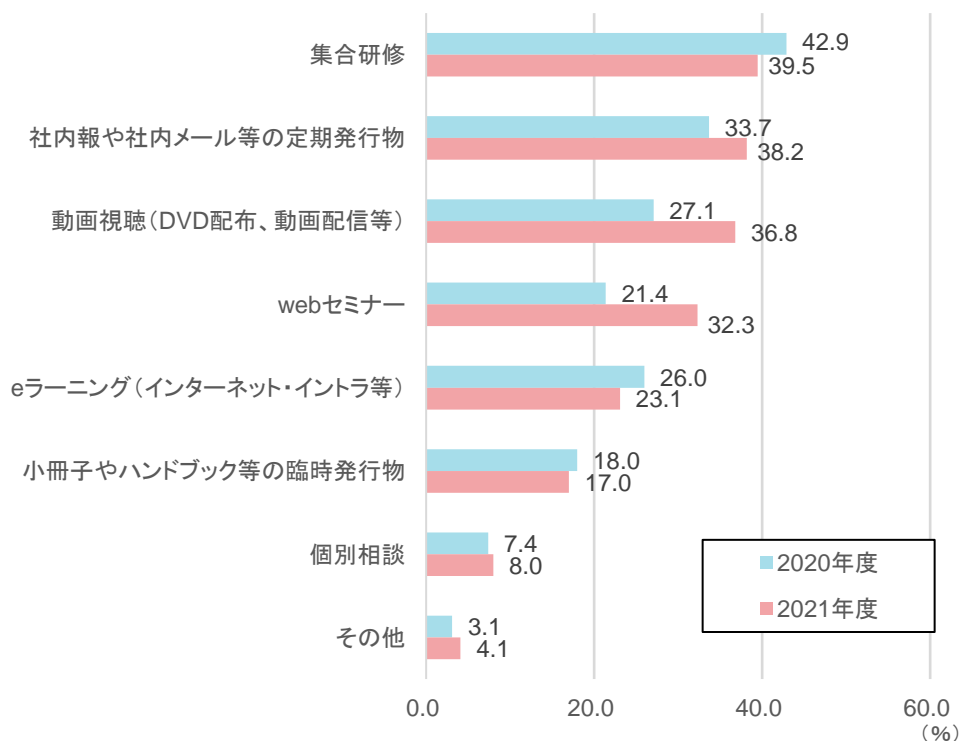
# DCの見える化（加入期間中） — 加入後の加入者への情報提供（継続投資教育） —

- 継続投資教育の手法としては、「集合研修」、「定期発行物」、「動画視聴」、「webセミナー」が多い。
- 社員の意向を踏まえてセグメント化する例や、理解度のアンケートの結果に応じて不足している観点に注力した研修を実施している例もみられる。

## 鶴見製作所

事前にWEBアンケートを実施し、社員の意向を調査してセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している。

### <継続投資教育の手法(複数回答可)>



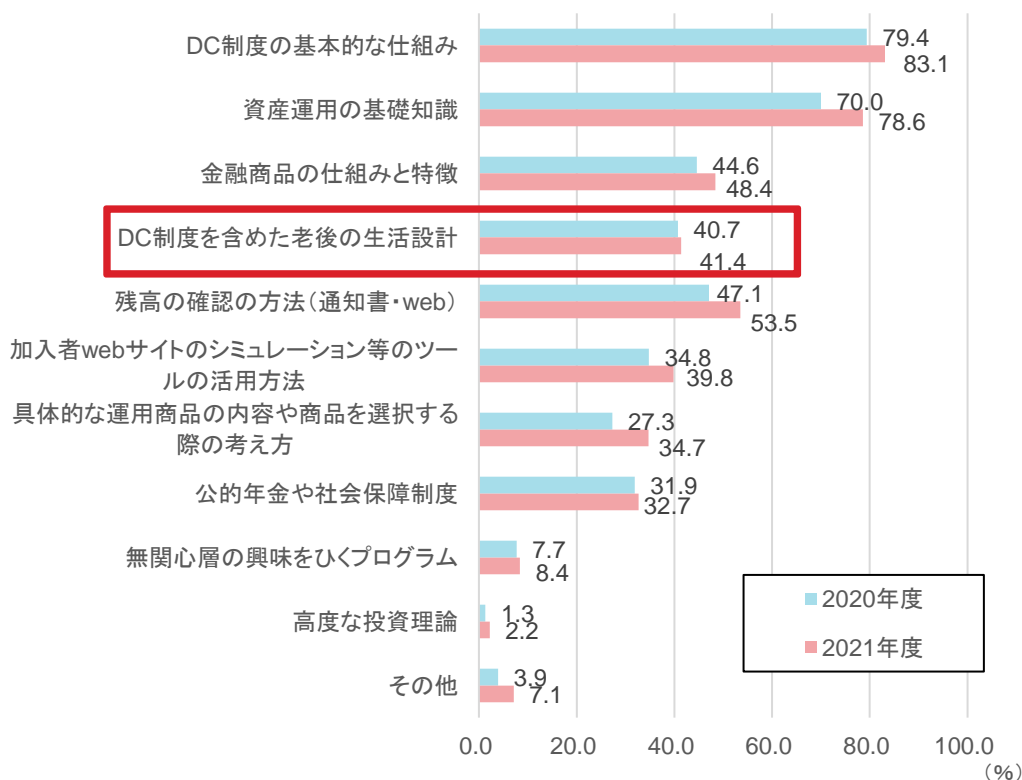
(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成  
(2020年度決算: n=543、2021年度決算: n=511)  
※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

(出所) 「DCエクセレントカンパニーフォーラムin大阪」(2019年11月開催)資料を基に作成  
※ DCエクセレントカンパニー表彰(主催: NPO法人 確定拠出年金教育協会)において、継続投資教育等に積極的に取り組んでいる企業に贈られる「エクセレントカンパニー表彰」を受賞(2019年度)。上記事例は、表彰時点の取組であることに留意が必要。 34

# DCの見える化（加入期間中） — 加入後の加入者への情報提供（継続投資教育） —

- 投資教育の内容は、「DC制度の基本的な仕組み」、「資産運用の基礎知識」、「金融商品の仕組みと特徴」などが多くなっている。
- 投資教育は、加入時と加入後の継続教育時の特徴を踏まえ、計画的に実施されることとされている。
- 退職後の生活の長期化に伴って、受給後の資産運用・取り崩し方など、受給に向けた老後の生活設計に関する教育の重要性が指摘されているが、半数程度の実施に留まっている。

## <継続投資教育の内容(複数回答可)>



## 【参考:確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)(法令解釈通知)(抄)】

### 第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
  - (1) 加入時には、(中略)
  - (2) 加入後の継続的な投資教育は、(中略)
  - (3) 加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

### 3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

- (3) 具体的な内容
  - ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
  - ② 金融商品の仕組みと特徴
  - ③ 資産の運用の基礎知識
  - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

(出所) 企業年金連合会資料(2020年度決算:n=543、2021年度決算:n=510)より厚生労働省作成

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

# DCの見える化（加入期間中） — 加入後の加入者への情報提供（継続投資教育） —

- 企業型DCを実施する事業主と同様に、iDeCoを実施する国民年金基金連合会にも加入者等に対して継続投資教育を行うことが努力義務として課されている。
- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などをiDeCoの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、国民年金基金連合会は企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託（2021年4月～）。

## 【事例①】特設サイトの開設、及び動画コンテンツの作成

## 【事例②】オンラインセミナーの開催

## DCの見える化（退職時）

### —退職等により資格を喪失した加入者への情報提供—

- 退職等により加入者資格を喪失した際は、企業型確定拠出年金を実施する事業主は、個人別管理資産の移換に関する事項について説明する必要がある。（施行令第25条、第46条の2）
- 説明事項の詳細については「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」（平成17年7月5日年企発第0705001号企業年金国民年金基金課長通知）においても示されている。具体的には、以下の内容等を挙げている。
  - ①企業型確定拠出年金の資格喪失者が有する移換先等の選択肢
  - ②通算加入者等期間から控除する期間
  - ③手数料
  - ④拠出時や給付時における課税の取扱

#### 確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号） -抄-

##### （脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

**第二十五条** 事業主は、その実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者が、当該企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

**2** 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならない。

##### （個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

**第四十六条の二** 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者（次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。）に説明しなければならない。

**2** 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、法第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定による申出をしていない者であって、法第八十三条第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されていない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

**3** 連合会は、連合会移換者（法第五十五条第二項第六号に規定する連合会移換者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、厚生労働省令で定めるところにより、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

# DCの見える化（退職時）

## 一退職等により資格を喪失した加入者への情報提供一

- 企業型DC・iDeCoに移換する場合の手続について、移換手続の期限や移換手続を行わずに6か月を経過した場合の取扱い等の説明をすることを法令解釈通知においても規定している。（施行令第25条、第46条の2、施行規則第30条の2、66条の4、法令解釈通知第11）

### 確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）（抄）

#### （別紙） 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

##### 第11 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関する事項

1. 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。

- （1）法第80条及び第82条の規定による他の企業型年金若しくは国民年金基金連合会への個人別管理資産の移換、法第54条の4の規定による確定給付企業年金への個人別管理資産の移換又は法第54条の5の規定による企業年金連合会への個人別管理資産の移換を行う旨の申出は、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。
- （2）上記（1）の申出を行わない場合には、①～③のいずれかの取扱いがされること。
  - ① 法第80条第2項の規定により、当該企業型年金に個人別管理資産があり他の企業型年金の加入者の資格を取得している場合には、新たに資格を取得した企業型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
  - ② 法第83条及び施行規則第65条の規定により、当該企業型年金に個人別管理資産があり個人型年金加入者等の資格を取得している場合には、個人型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
  - ③ 法第83条の規定により、個人別管理資産が国民年金基金連合会（特定運営管理機関）に自動的に移換され、連合会移換者である間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。その際、当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること。
- （3）企業型年金加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内であれば法第54条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第83条の規定により、個人別管理資産が国民年金基金連合会（特定運営管理機関）に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第74条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いである。企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。

（※）「法」…確定拠出年金法（平成13年法律第88号） 「令」…確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）  
「施行規則」…確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）

## DCの見える化（退職時）

### —退職等により資格を喪失した加入者への情報提供—

(4) 法第54条の4又は第54条の6の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあっては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会、国民年金基金連合会、退職金共済又は退職手当制度から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であって、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

2. 令第46条の2の規定により、資格喪失者に係る記録関連業務を行う記録関連運営管理機関は、資格喪失後一定期間を経過した後においても移換の申出を行っていない資格喪失者に対し、資格喪失者の個人別管理資産が移換されるまでの間、当該申出を速やかに行うよう適時に促すこととされているが、事業主においても、資格喪失者が当該申出を速やかに行うよう適時に促すべく努めること。

3. 法第54条の6の規定による企業型年金から退職金共済に個人別管理資産を移換できる場合について、同条に規定する「合併等」とは、施行規則第31条の5の規定により企業型年金を実施する事業主が中小企業退職金共済法第31条の4第1項の規定による申出を行っていない共済契約者（同法第2条第3項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主をいう。）との間で実施する施行規則第31条の5に定める会社法の規定による行為のほか、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）第1条に規定する国又は地方公共団体に準ずる者を除く法人の設立を定める特別の法律の規定に基づくものであって、当該行為と同等とみなされるものであること。

(※)「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号) 「令」…確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)  
「施行規則」…確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)

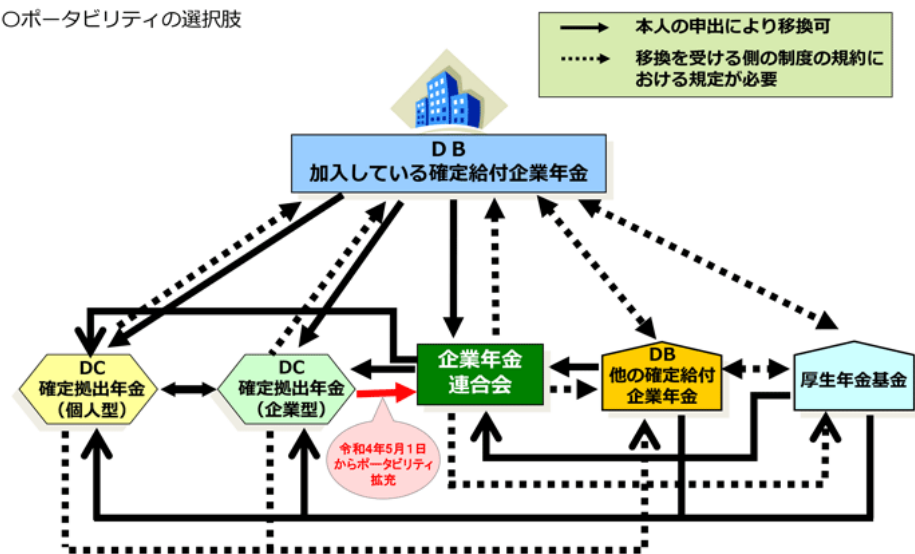
# DCの見える化（退職時） —企業年金連合会による手続き内容の周知—

- 企業年金連合会がウェブサイトにおいてポータビリティの選択肢と資格喪失時の説明内容等を周知している。

## ポータビリティの選択肢と説明義務

### 1.ポータビリティの選択肢

○ポータビリティの選択肢



### 2.本人が企業年金制度の加入資格を喪失したときの説明義務

資格喪失時

支給義務の移転の申出及び脱退一時金相当額又は個人別管理資産の移換に関して必要な事項について加入資格を喪失した者に説明しなければなりません。

1. 移換申出期限（確定給付企業年金基金：資格喪失日から起算して1年を経過する日まで）  
（企業型確定拠出年金：資格喪失日の属する月の翌月から6か月後を経過する日まで）
2. 脱退一時金相当額・個人別管理資産と算定基礎期間等
3. 脱退一時金・個人別管理資産の選択肢等について
  - 脱退一時金の受給
  - 連合会へ移換
  - 厚生年金基金又は確定給付企業年金へ移換（移換先制度が引き受ける場合のみ）
  - 企業型確定拠出年金へ移換
  - 個人型確定拠出年金へ移換

注記 各企業年金制度で脱退一時金の受給及び脱退一時金相当額の移換の選択肢を規定している場合は、その選択肢（厚生年金基金の場合は、基本年金の支給義務の移転についての選択肢を含む）

4. 連合会、国民年金基金連合会の制度概要等  
連合会については「[企業年金連合会の通算企業年金のおすすめ](#)」（パンフレット）をご提示ください。
5. 課税の取扱い
  - 退職による資格喪失において、脱退一時金を受給する場合には退職所得控除が適用されること。
  - 確定給付企業年金の本人拠出相当額は、拠出時課税・給付時非課税であるが、厚生年金基金・確定拠出年金に移換した場合は給付時に課税されること。

注記 移換元制度が確定拠出年金の場合の説明事項は、移換申出期限（資格喪失の翌月から6ヶ月以内）、自動移換や手数料等について

出所：企業年金連合会HP ([https://www.pfa.or.jp/user\\_unei/ijukan/ijukan01.html](https://www.pfa.or.jp/user_unei/ijukan/ijukan01.html))



## DCの見える化（退職時）

### －退職等により資格を喪失した加入者への情報提供－

- 事業主は定年退職者に対して、老齢給付金の請求手続等について、十分に説明を行うべきであるとされている。（法第22条、確定拠出年金Q&A No.116）

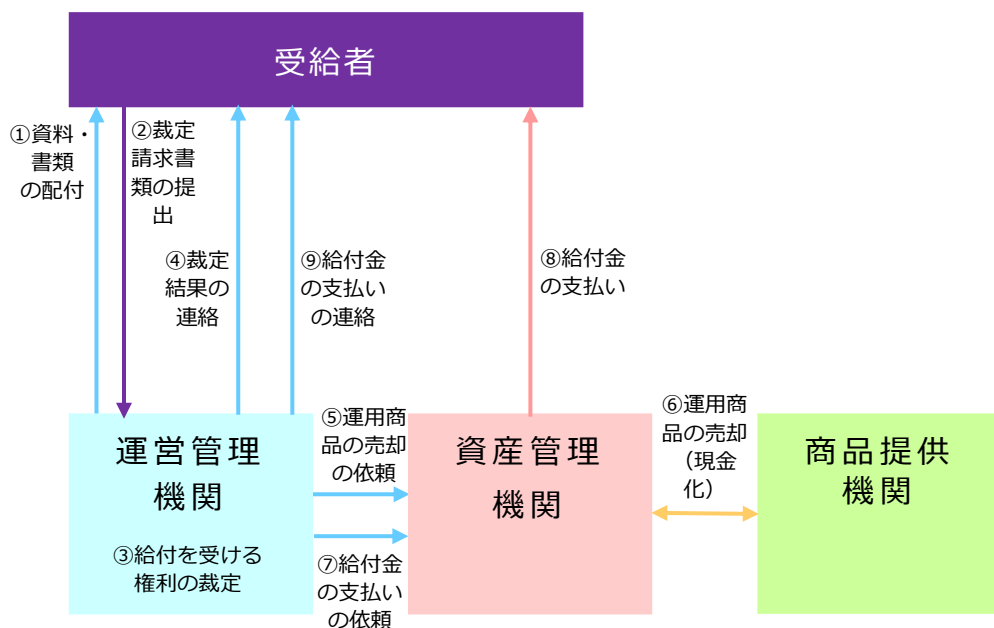
No.	項目	質問事項	回答	備考
116	事業主の責務	定年退職者に対しては、特にどのような内容について説明を行うべきか。	老齢給付金の請求手続等について、十分に説明を行うべきである。具体的には、次の内容が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁定請求は自らが行わなければならないこと</li><li>・ 受取方法（受給開始年齢、受給方法等）</li><li>・ 給付時の税の取扱い</li><li>・ 企業型と個人型に同時加入していた場合は、各々のR Kで管理している記録を合算して、請求要件判定に用いること</li><li>・ 自ら裁定請求を行わなかった場合の取扱い（75歳自動裁定）</li></ul>	法22条

(※)「法」・・・確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

# DCの見える化（受給時）

## －（参考）受給時において必要な手続－

- 給付にあたっては、受給者による裁定請求手続が必要となる。



### Step1：受取方法の決定・裁定請求書類の提出（①，②）

- これまで運用してきた個人別管理資産につき、年金として受け取るか、一時金として受け取るか、一部を一時金として受け取り、残りを年金として受け取るか（併給）を、規約等の定め範囲内で決定。
- 給付金の請求に必要な書類を入手し、運営管理機関（企業型年金の場合は運営管理機関または企業）へ提出。

### Step2：給付を受ける権利の裁定（③，④）

- 運営管理機関が給付を受ける権利の裁定を行い、その結果を受給者に連絡。

### Step3：運用商品の売却手続き・給付金の支払い（⑤～⑨）

- 裁定結果が「支給」の場合、給付金に充当するために商品売却手続が行われ、規約等で定められたスケジュールに従い、資産管理機関等から、指定の口座に給付金を振込。

# いわゆる選択制 D B ・ 選択制 D C

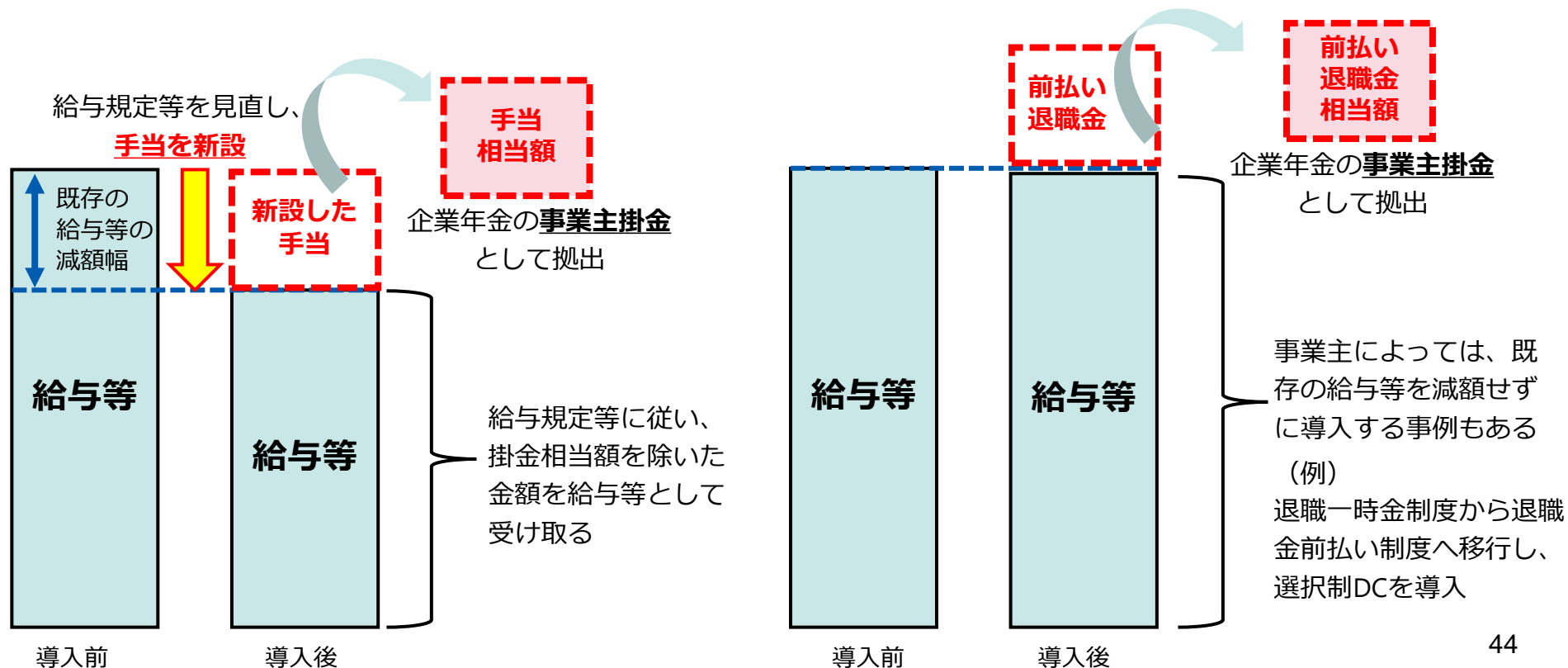


# いわゆる選択制DC・選択制DBについて

- いわゆる選択制DC・選択制DBは、従業員が加入するかを選択できる仕組みとなっており、加入することを選択した者は、企業年金の事業主掛金が拠出され、加入しないことを選択した者は事業主掛金相当額を給与等として受け取る。
- 事業主が拠出する掛金は導入する事業主により異なり、既存の給与等を原資とする場合や、既存の給与等とは異なる原資を活用する場合があるが、既存の給与等を原資とする場合は、制度導入前にあらかじめ給与規程等を見直している。

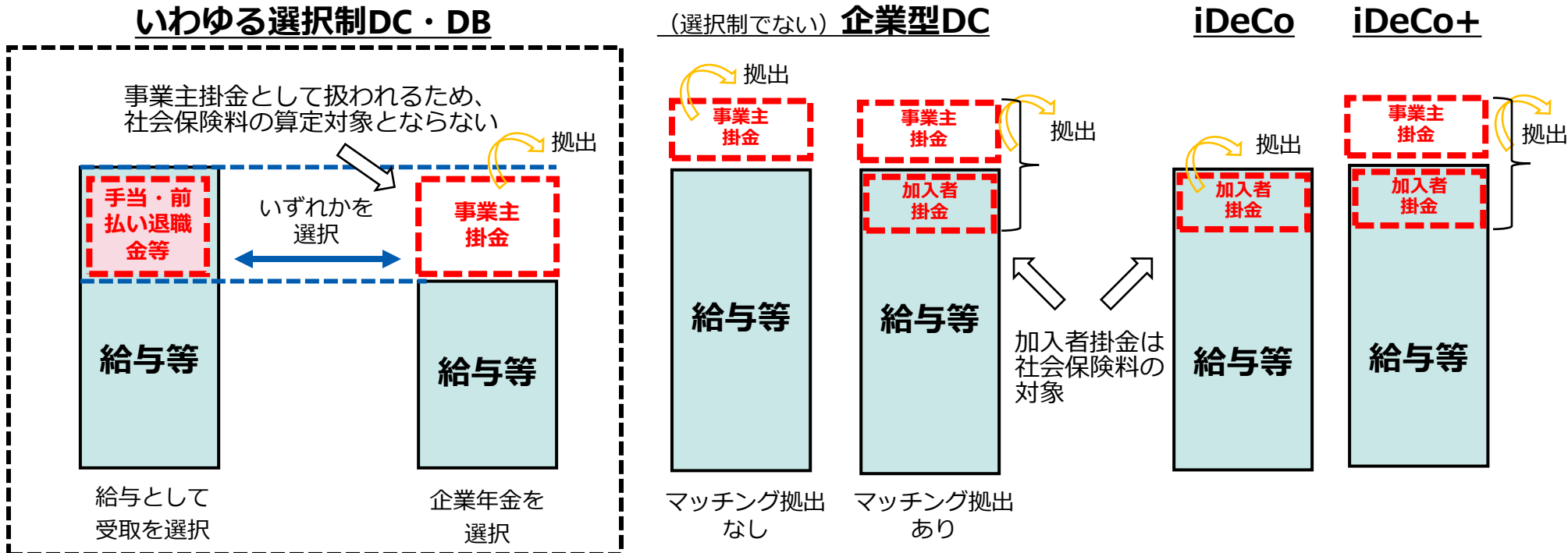
【例1：既存の給与等を原資に手当を新設】

【例2：既存の給与等とは異なる原資を活用】



# いわゆる選択制DC・選択制DBについて — 社会保険・雇用保険等の取扱い —

- DC・DBにおいては、事業主掛金は社会保険料の対象とならない。いわゆる選択制DC・DBにおいては、加入者の希望で事業主掛金相当額を給与等で受け取ることが可能（プランによっては、受け取る額を定期的に変更することも可能）であり、加入者となった場合は加入していない者に比べて、社会保険料の算定対象額が下がり、将来の公的年金の給付額が下がる等の影響が生じることに留意が必要である。
- 当該制度と同様に従業員の希望により拠出する、企業型DCにおけるマッチング拠出やiDeCoにおいては、給与等として支給された金額の中から加入者掛金として拠出するため、掛金相当額も社会保険料の算定対象となる。



部分が厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額や雇用保険の基礎手当日額等の対象

## IV ガバナンスの確保等

### 4 いわゆる選択型DC・選択制DC

- いわゆる選択型DC・選択制DCについて、企業側・従業員側のメリットのみが強調され、従業員に制度が十分に理解されていない実態にあるといった意見があった。
- 企業年金の実施・変更、掛金の設定・変更等は、労使合意に基づいてなされることが原則必要であるが、いわゆる選択型DC・選択制DCは、労働条件の不利益変更であるとともに社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性が高く、事業主はこれらの点を含めて正確な説明をすべきであることを法令解釈通知に明記すべきである。
- また、規約の審査を行う地方厚生（支）局は、事業主がどのような資料を用いてどのような労使協議を行ったのかを「協議の経緯を明らかにする書類」に記載させ、これらの点を確認すべきであることを厚生労働省から地方厚生（支）局に宛てた通知（審査要領）に明記し、確認の徹底を図るべきである。

（脚注） いわゆる選択型DC・選択制DCと言われているものとして、労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主拠出として確定拠出年金の個人別管理資産に入れるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択するものがある。

# いわゆる選択制DC・選択制DB —従業員への説明事項—

- いわゆる選択制DC・選択制DBについて、DCでは法令解釈通知において事業主が従業員に社会保険・雇用保険等の給付額への影響等を説明することとしているが、DBについては明文化されていない。

## **確定拠出年金制度について（通知）（平成13年8月21日年発第213号）**

### 第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項

#### 2. 事業主掛金に関する事項

(5) 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たっては、**社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があること。**

## **確定拠出年金Q&A（令和4年10月1日施行）**

No.70

項 目：規約記載事項（事業主掛金）

質問事項：給与や賞与を減額して、その減額分をもって確定拠出年金の掛金とすることは可能か。

回 答：給与や賞与の減額の可否については、給与規程の問題である。ただし、当該方法により掛金を拠出する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要がある。なお、事業主掛金について事業主が拠出せず、給与から控除する等により加入者に負担させることは認められない。

質問事項：従業員への説明は、どのような事項を説明すべきか。

回 答：給与や賞与が減額されることで、社会保険・雇用保険等の保険料負担が軽減される可能性があることだけでなく、厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額や雇用保険の基礎手当日額等が引下げられること等により、これらを用いて算定される**社会保険・雇用保険等の給付が減額する可能性があることを説明する必要がある。**なお、説明にあたっては、具体的な事例を用いて説明することが望ましい。

# 4

## 諸外国における「見える化」の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# アメリカにおける企業年金の情報開示について

## DB・DCの情報開示について

- ERISA法に基づき、DB、企業型DCの実施主体はそれぞれのプランについて労働省に対して年に1度「Form5500」の報告義務を負う。
- Form5500による報告はERISA法が成立した翌年の1975年から行われている。
- 企業年金の運用対象となる金融商品についての監督はSEC(Securities and Exchange Commission:米国証券取引委員会)が行っており、投資信託会社等は各商品のフィーや運用実績について報告義務を行う。
- ERISA法における受託者責任として、DBについては加入者の資産を保護すること、DCについては加入者の合理性に応じた的確な商品を選定することが求められている。

## Form5500の情報開示の政策的意図及び効果について

- “ERISA法に基づくform5500の報告内容は一般に公開されている。その趣旨は、アメリカという国が秘匿すべき内容以外は公表することを基本としているという文化的背景によるもの。米国労働省はあくまでDB等の財政的な健全性の確認のために報告を行わせている。” (米国労働省ヒアリング)
- “米国労働省に報告されている年金プランの公開情報と、SECに提供されている手数料等の公開情報を用いて、あくまで民間の活動として、民間会社による分析レポートや年金プランの格付け、研究者による分析などがなされている” (米国企業年金関係団体ヒアリング)
- “アメリカではDBやDCにおける受託機関の選定やDCで商品の選定等について、企業に対して訴訟が頻繁に提起されている状況。企業年金専門の弁護士事務所が加入者に訴訟を促している。” “公開されている情報は訴訟で使われることによって間接的に、企業が受託者責任に基づく運用を行うことへの緊張感を生んでいる。” (米国大手資産運用会社ヒアリング、米国企業年金関係団体ヒアリング)